

学 則 抜 粹

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法および私立学校法の規定に基づき、機械工業および各種自動車の整備技術と、これに必要な学理知識を授け、社会人として必要な徳操を涵養し将来斯道産業における中堅指導者を養成し、併せて自動車整備士の資格受験に必要な教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校埼玉自動車大学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 1 1 2 3 番地に位置する。

第 2 章 課程及び分野の組織、総定員、修業年限

第 4 条 本校の課程及び分野の組織、総定員、修業年限等は次のとおりとする。

課程	分野	学 科	昼夜 の別	総定員	入学 定員	転科 定員	修業 年限	始業及び 終業時刻
専門	工業	一級自動車整備	昼	280名	60名	(3年次) 20名	4年	9時から 4時00分
専門	工業	2年制 一級自動車整備	昼	10名	5名		2年	9時から 4時00分
専門	工業	二級自動車整備	昼	400名	200名		2年	9時から 4時00分
専門	工業	総合車体整備	昼	20名	10名		2年	9時から 4時00分
専門	工業	カスタムボディ	昼	30名	30名		1年	9時から 4時00分
専門	工業	自動車車体整備	昼	50名	50名		1年	9時から 4時00分
計				790名	355名			

第 3 章 学年、学期及び休業等

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(学 期)

第6条 学年を3学期に分け、次の通りとする。

第1学期 4月 1日から 7月31日まで

第2学期 8月 1日から12月31日まで

第3学期 1月 1日から 3月31日まで

(休業日、臨時休業及び臨時授業)

第7条 休業日は次の通りとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業 7月30日から8月20日まで

(4) 冬期休業 12月25日から翌年1月8日まで

(5) 学年末休業 3月19日から3月31日まで

(6) 春期休業 4月 1日から4月 7日まで

(7) 開校記念日 1月27日

(8) 県民の日 11月14日

2. 前項に掲げる休業日についても教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときには臨時に授業を行うことがある。

3. 非常災害、その他急迫の事情があるとき、もしくは教育の実施上特別の事情があるときには、臨時に授業を行わないことがある。

第 4 章 入学資格、入学、退学及び休学等

(退 学)

第12条 退学しようとする者は本校所定の書類にその理由を明記し保護者と連署のうえ願い出て、許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第13条 学生が病気その他止むを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し届け出なければならない。

2. 学生が病気その他止むを得ない理由で1ヶ月以上休学するときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、又は医師の診断書を添えて提出し校長の許可を受けなければならない。

(復 学)

第14条 前条2項の規定により休学中の学生が復学しようとするときは保護者は所定の書類にその事情を明記し、又は医師の診断書を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第15条 学生が学校感染症にかかり、又はその恐れがあるとき、その他必要があると認めたときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第16条 学生が親族の死亡により忌引休みを願い出たときはこれを許可することがある。

(身上事項の異動届出)

第18条 学生、保護者及び保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届出しなければならない。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第19条 本校の教育課程は教科並びに特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科科目及び単位(時間数)は別表Ⅰのとおりとする。

(課程修了の認定)

第20条 各学年の課程の修了は学生の試験成績のほか平素の出席状況及び成績を評価し、学年末において校長がこれを認定する。

(卒業)

第21条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

(原級留置)

第22条 学生のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者については、教育上必要があるときは原級に留めおく。

第 7 章 入学金、授業料及び実習費等

(納入金)

第24条 本校の入学金、授業料その他の所定の納入金は別表Ⅱのとおりとする。

1. 入学金及び入学検定料は理由のいかんにかかわらず返還しない。
2. 学生が在籍中は出席の有無にかかわらず施設費、授業料、実習費及び管理費を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 学生が休学したときは前項の規定にかかわらず施設費、授業料、実習費及び管理費は、その始期の属する月の翌月から免

除することができる。

4. 正当な理由なく所定の手続を行わず施設費、授業料、実習費及び管理費を1ヶ月以上滞納しその後においても納入の見込がないときは退学を命ずることがある。
5. すでに納入した施設費、授業料、実習費及び管理費は返還しない。ただし、特別の事情がある場合には、その全部又は一部を返還することができる。
6. 別表納入金のほか所要の経費(諸費)の納付については別途指示する。
7. 本校二級自動車整備科卒業後、ただちに2年制一級自動車整備科へ入学する者については入学金を免除する。

第 8 章 賞 罰

(表 彰)

第25条 学業、性行ともにすぐれ、他の模範となる者および全日程、(皆勤)出席せる精勤者は表彰することがある。

(懲 戒)

第26条 本校の学則その他諸規定を守らず学生の本分にもとる行為のあったときは懲戒処分を行なう。

2. 懲戒は訓告、停学及び退学とし、校長がこれを行なう。

3. 前項の退学は次の各号の一つに該当する学生に対してのみ行なうものとする。

- (1) 法に違反するなど社会的秩序を乱し、その他本校の名誉を汚した者。
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
- (4) 正当な理由がなく10日以上欠席した者。
- (5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本文に反した者。

第 9 章 附 帯 教 育

(モータースポーツ科)

第27条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

学 科	昼夜の別	総定員	入学定員	修業年限	始業及び終業時刻
モータースポーツ	昼	20名	10名	2年	9時から4時00分